

市職員の給与等の状況をお知らせします

市の職員数や給与、特別職の報酬等の概要をお知らせします。
市職員に支給される給与は、地方公務員法第24条の規定により、国および他の地方公共団体の給与等を考慮して市条例で定めています。なお、ここでお知らせする給与等は、税金や各種保険料などを差し引く前の額で、いわゆる『手取り額』ではありません。

職員の任免および職員数

◆職員の採用および退職の状況(令和5年度)

採用者数		退職者数	
職 種	採用者数	退職事由	退職者数
事務職	14人	定年退職	2人
技術職	0人	普通退職	16人
保健師	1人	計	18人
保育士	5人		
消防職	1人		
調理員	1人		
技術員	2人		
計	24人		

◆部門別職員数(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年増減数
		令和5年	令和6年	
一般行政部門	議会	6人	7人	1人
	総務	89人	88人	△1人
	税務	26人	27人	1人
	労働	1人	1人	0人
	農林水産	9人	10人	1人
	商工	9人	9人	0人
	土木	40人	41人	1人
	民生	144人	151人	7人
	衛生	65人	66人	1人
	小計	389人	400人	11人
特別行政部門	教育	75人	74人	△1人
	消防	87人	90人	3人
	小計	162人	164人	2人
公営企業等会計部門	水道	18人	18人	0人
	下水道	8人	8人	0人
	その他	37人	36人	△1人
	小計	63人	62人	△1人
合 計		614人	626人	12人

(注)職員数は一般職に属する職員数です。

◆一般行政職の級別職員数(令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1年前構成比	5年前構成比
1級	主事・技師の職務	38人	11.1%	10.6%	15.5%
2級		44人	12.8%	15.6%	23.2%
3級	主任の職務	100人	29.2%	28.1%	18.1%
4級	係長の職務またはこれに相当する職務	43人	12.5%	12.2%	14.2%
5級	課長補佐の職務またはこれに相当する職務	35人	10.2%	11.0%	9.7%
6級	課長の職務またはこれに相当する職務	53人	15.5%	13.4%	11.9%
7級	部長の職務またはこれに相当する職務	30人	8.7%	9.1%	7.4%

(注)八幡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

職員の給与・手当

◆人件費の状況(令和5年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (令和6年3月31日現在)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
68,969人	30,605,618千円	5,896,436千円	19.3%	17.2%

(注)人件費は、職員に支払う給与のほか、市議会議員、各種委員に支払う報酬等も含みます。

◆職員の年齢、給料月額および給与月額(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	39.6歳	305,900円	392,698円
技能労務職	43.0歳	278,300円	348,751円

(注)①「一般行政職」とは、事務等職員構成比が一番高い職種(税務、水道、消防、保育園、幼稚園等を除く)で、「技能労務職」とは、調理、庁務、清掃等の職種です。
②「平均給料月額」は、各職種ごとの職員の基本給の平均額です。
③「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものです。

◆職員の初任給

(令和6年4月1日現在)

区 分	初任給
大学卒	196,200円
高校卒	170,900円

(注)初任給は、高校や大学を卒業してすぐに職員になった場合の給料の額です。



◆期末手当・勤勉手当(令和6年4月1日現在)

八幡市	国
(支給割合) ・期末手当 2.45月分 ・勤勉手当 2.05月分	(支給割合) ・期末手当 2.45月分 ・勤勉手当 2.05月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15% ・管理職手当の月額を加算	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

◆特別職の報酬等(令和6年4月1日現在)

区 分	給料月額等
給 料	市長 848,700円
	副市長 721,300円
報 酬	議長 550,000円
	副議長 500,000円
	議員 470,000円
期末手当	市長 副市長 議長 副議長 議員 (令和5年度支給割合) 3.4月分
退職手当	(算定方式)
	市長 848,700円×在職年数×550/100 副市長 721,300円×在職年数×325/100

問人事課 (☎983-2148)

障がい者団体の会員募集

次の障がい者団体に入会を希望される場合は、障がい福祉課までお問い合わせください。

■八幡市身体障害者協会

障がい者スポーツ大会や福祉大会、卓球バレー、研修旅行等、会員の親睦を深める取り組みを行っています。また、講演会の開催や機関紙を通じて、様々な情報をお届けしています。

身体障害者手帳の交付を受けてい

る人であれば、誰でも加入できます。

■八幡市視覚障がい者協会

目が見えない・見えにくい人にとって便利な道具や技術の紹介、定期的な集いを通して会員の親睦を図り、生活の質の向上に努めています。今年度は、音声読書機の使い方や画面読み上げソフトを用いたパソコン入門講座、白杖の基本的な使い方の講座等を開催しています。

目が見えない・見えにくいことで

お困りのこと等があれば、ご相談ください。

■八幡市ろうあ協会

耳の聞こえない「ろう者」の暮らしの向上や仲間づくり、学びの場づくりを中心に活動しています。

主には、手話講習会の開催や地域の小・中学校や高等学校への手話指導、男山市民図書館で月1回、手話による絵本の読み聞かせをしています。

■八幡市難聴者協会

難聴者が暮らしやすい社会の実現のため、要約筆記サークルの支援の

もと、月1回の定例会や講演会、耳の相談会や耳マークの普及に取り組んでいます。

■TELLs+親の会京都八幡(旧：八幡市手をつなぐ親の会)

心身や発達、精神に障がいのある子どもやその保護者が集い、学習やレクリエーション活動等を通じて、孤立することのないネットワークの構築を目指しています。

障がいのある子どものいる保護者であれば、どなたでも入会できます。どんな小さな悩み事にも対応します。お気軽にご相談ください。

問障がい福祉課 (☎983-2129)

発達障害児等 早期療育支援事業

お子さんの発達等でお困りのことがあれば、ご相談ください(参加無料)。
※原則、先着順で、児童発達支援通所事業所に通所

していない未就学児を優先。
※支援事業の日程等の詳細は、市ホームページをご覧ください(右記のQRコードからアクセス可)。

